

令和5年第9回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和5年9月13日（水）午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 名島啓太 委員 阿良田由紀	委員 本間正江 委員 齋藤邦彦 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 学び未来課長 学校支援課長 教育指導課長 飛鳥山博物館長 子ども未来部長 子どもわくわく課長 児童相談所開設準備担当課長	教育政策課長 学校改築施設管理課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育総合相談センター所長 中央図書館長 子ども未来課長 保育課長 子ども家庭支援センター所長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	38号	審査請求に対する裁決	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
2	29号	東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和5年度東京都北区一般会計補正予算（第3号））	了承
3	30号	東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例外5件）	了承
4	31号	外部委託による区立学校等の校庭・園庭の点検結果について	了承
5	32号	令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について	了承
6	33号	和解について	了承

令和5年第9回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年9月13日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和5年第9回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第38号議案「審査請求に対する裁決」についてです。本件については、個人に関する情報を取り扱う事案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

それでは、ただ今より会議を非公開とします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

【非公開】

清正教育長

次に、日程第2、報告第29号「東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和5年度東京都北区一般会計補正予算(第3号))」についてです。

本件につきましては、意思形成過程にある事案のため、引き続き非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

それでは、引き続き会議を非公開とします。

【非公開】

清正教育長

次に、日程第3、報告第30号「東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例外5件)」です。本件についても意思形成過程上にある事案のため、引き続き非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、引き続き会議を非公開とさせていただきます。

【非公開】

清正教育長 ただ今より会議を公開とします。傍聴の方の入場を許可します。  
 次に、日程第4、報告第31号「外部委託による区立学校等の校庭・園庭の点検結果  
 について」です。

清正教育長 学校改築施設管理課長から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長 それでは、教育委員会資料に基づきご報告いたします。  
 1の要旨をご覧ください。令和5年第7回教育委員会定例会において、今後、校庭等  
 が土や砂の学校等を対象に、金属探知機による点検・除去等の対策を実施する旨を説明  
 した所でございますが、7月から8月にかけて実施した、外部委託による点検が完了し  
 たため、結果を報告するものでございます。  
 次に、2の対象実施校、園数についてはお示しのとおりでございます。  
 次に、3の点検結果でございます。点検を実施いたしました19校・園のうち、幼稚  
 園1園を除く18の学校等の校庭・園庭の地中から、釘2,684本、U字ピン1,6  
 14本、金属くずなどその他245本が見つかったところでございます。点検の結果、  
 トラックや球技のラインを引くため、運動会の競技用、朝礼などで整列箇所を目印とし  
 て打ち込んだとみられる釘やU字ピンが多数発見されたと委託業者から報告を受けてい  
 るところでございます。  
 次に、4の区の対応でございますが、発見した釘等は、全て除去し校庭・園庭の補  
 修・整地を実施したところでございます。今後、釘等を使用した場合は、最終的に使用  
 が終了した際に必ず抜き取ること。業者が設置したグランドマーカールなどについても、  
 運動する前に、抜けそうな状態のものがないか確認するなど、日ごろからの安全点検を  
 確実に行っていただくことを7月と9月の校庭園長会で周知をしたところでございま  
 す。  
 最後に、5の点検結果の公表につきましては、9月15日の区議会、文教・子ども委  
 員会へ報告後、委員会資料の内容を区公式ホームページにて公表をいたします。  
 私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございませ  
 しょうか。  
 よろしいでしょうか。  
  
 (質疑・意見なし)

清正教育長 では、本件に関する報告は終了させていただきます。  
 次に、日程第5、報告第32号「令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について」  
 教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長 私からは、日程第5、報告第32号「令和5年度全国学力・学習状況調査の結果につ  
 いて」ご報告申し上げます。  
 本調査は、小学校第6学年と中学校第3学年の全児童生徒を対象として、本年4月1

8日火曜日に行われたものでございます。

調査の目的につきましては、資料1ページに記載したとおりでございます。教科に関する調査につきましては、小学校が国語、算数の2教科、中学校が国語、数学、英語の3教科となります。

それでは2ページ、資料1、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について、をご覧ください。ここには表がございますが、まず上段の表でございますが、小中学校の各教科の北区、東京都の都全体、国全体の平均正答率を一覧にしたものでございます。

小学校の結果でございますが、こちらの上の段になります。縦に見ますが、国語においては、北区の平均正答率が国全体、都全体を上回っており、算数においては国全体を上回り、都全体と同じ正答率でございました。なお、令和4年度は、国語、算数、理科の3教科において都全体と比較して北区の平均正答率は全て上回っております。小学校の結果でございました。

それでは、中学校の結果でございます。上段部、下側の表となります。中学校の結果につきましては、国全体との比較では、国語、数学、英語の3教科において北区の平均正答率が上回っております。

都全体との比較におきましては、国語と数学で下回る正答率、英語で上回る正答率となっております。なお、令和4年度は、昨年度ですが、国語、数学、理科の3教科の実施で、国全体との比較におきましては、国語、数学、理科ともに平均正答率は上回りました。

東京都との比較におきましては、国語は同じ正答率、数学は上回る正答率、理科は下回る正答率となっております。

次に、同ページなのですが、資料の中ほどから下の表でございます。小中学校の年度間の比較を一覧に示したものでございます。こちらは問題の異なる年度間の比較をするために、各年度の平均正答率がそれぞれ100となるように標準化した標準化得点というものをを用いております。簡潔に言いますと、100を超えていれば全国水準をクリアしているということで、100に達していなければ課題が見られるという形で解釈していただけます。

平成26年度から見ていきますと、年度間の多少の上下はございますが、近年は全体的に横ばい傾向にあるといえると思います。

今年度につきましては、小学校では国語、算数は前回と同じ標準化得点、中学校では国語で1ポイント上昇、数学で1ポイント低下、英語は前回は令和元年度の実施となりますが、2ポイントの上昇となりました。結果でした。

続きまして、3ページをご覧くださいなのですが、資料2-1をご覧くださいと思います。こちらは学校質問紙による小学校の取組状況及び児童質問紙の結果と教科学力に関するチャート図となります。左側の上下2つ丸円がございますけれども、その左側の2つが学校質問紙、そして右側の上下2つが児童質問紙となっております。学校が答えたものと子どもが答えたものということです。

上の円になっているチャート図が全国との比較、下のチャートが東京都との比較をそれぞれ示しています。真ん中の点線の円が基準となっております。そこから飛び出している項目は基準以上となり、学校が力を入れている取り組みということとなります。

北区は、国語、算数の教科学力や授業改善の項目について基準を上回っておりまして、学力パワーアップ講師、学級経営支援員をはじめとする個別指導、指導方法の改善に伴う教員加配における授業の充実、校内研修、区が開催する教員に対する研修に力を入れておりますので、継続している成果がここに表れているのではないかと考えております。

また、昨年度と比べまして、家庭や地域との連携等が全国は基準と同程度です。全国は同程度、東京都は基準を上回っておりまして、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことにより、さまざまな学校行事が再開されたことに伴う家庭や地域との連携等が戻りつつある結果であると考えております。

それでは、右側の小学校の児童への質問紙による調査結果のチャート図をご覧くださいと思います。全国や東京都と比較して下回っているものは、規範意識と自己有用感でございます。規範意識に関する児童質問紙の質問項目なのですが、資料2-2、7ページになりますが、ここに質問紙番号で(8)人が困っているときには、進んで助けていますか。これが1つ目です。

2つ目、8ページの質問紙番号(9)いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。

そして3つ目、9ページの質問番号(11)人の役に立つ人間になりたいと思いますか。こちらを踏まえて規範意識としております。

その結果であります。昨年度と同様に引き続きこちらのほうにつきましては、特別の教科、道徳の授業を要としまして、学校の教育活動全体のさまざまな場面、活動を通して規範意識を高めていく必要があると考えています。

続きまして、自己有用感に関する質問項目なのですが、こちらは資料2-2、5ページでございます。こちら自己有用感にあたる質問紙番号でございますが、質問紙番号(4)自分には、よいところがあると思いますか。6ページの質問紙番号(5)先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。

そして3つ目なのですが、7ページの(7)将来の夢や目標を持っていますか。こちらの結果が自己有用感に当てはまるものでございます。

教師が児童をよりよく観察して、本人が褒めてほしいと思っていることを褒めるなど、積極的な関わりが大切だと考えます。また、学校行事を通して、児童にやり遂げさせ、学ぶことの楽しさや成就感を味合わせるように支援するといったことも必要であると考えます。

続きまして、中学校でございます。恐れ入ります。36ページお聞きいただきたいと思っております。36ページ、こちら資料3-1となります。こちらも同様なのですが、左側の2つの円が上下で中学校の学校質問紙でございます。

中学校につきましては、こちらを見ていただきますと、数学が東京都と比べて基準と同等、その他はいずれの教科も基準を上回っておりますが、特に英語の教科学力が全国の基準に比べ大きく上回っております。よい傾向だと捉えております。

右側の2つの円でございますが、中学校の生徒への質問紙による調査結果のチャート図となります。こちらのほうも数学が東京都と比べ基準と同等、その他の国語、数学、英語における教科学力が基準を上回っているものの生活習慣・学習習慣、自己有用感・

規範意識は基準とほぼ同等か下回っておりまして、課題と考えております。

生活習慣・学習習慣に関する生徒質問紙の当てはまる質問項目なのですが、こちらは資料3-2、37ページの質問番号(1)朝食を毎日食べていますか。(2)毎日同じくらいの時刻に寝ていますか。38ページの(3)毎日同じくらいの時間に起きていますか。

それからちょっと飛びまして、資料44ページの質問番号16番、家で自分で計画を立てて勉強していますか(学校の授業の予習や復習を含む)です。そして、資料45ページ(17)学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)。さらに(18)土曜日や日曜日など、学校が休みの日に1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)、こちらとなります。

ある程度決まった時間に就寝する子と、朝食をとる子と、家庭学習の取り組み等生活の基本となることを改めて見直していく必要があると考えています。

自己有用感に関する質問項目なのですが、3つございまして、38ページの質問番号(4)自分には、よいところがあると思いますか。39ページの質問番号(5)先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。40ページの(7)将来の夢や目標を持っていますかとなります。

小学校と同様に、教師が生徒をよりよく観察して、本人が褒めてほしいと思っていることを褒めるなど積極的に関わるとともに、学校行事を通して生徒に多くの役割を与え、活躍させ、やり遂げさせ成就感を味合わせるように支援するといったことを充実させていく必要があると考えます。

規範意識に関する質問項目を述べさせていただきますが、40ページの質問番号(8)人が困っているときは、進んで助けていますか。41ページ質問番号(9)いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。42ページの質問番号(11)人の役に立つ人間になりたいと思いますかとなります。

こちらも小学校と同様に、引き続き特別の教科、道徳の授業を要として、学校の教育活動全体のさまざまな場面、活動を通して規範意識を高めていく必要があると考えます。

資料の分量が大変多くなっておりますので、詳細につきましては後ほどご高覧くださいますよう、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。ただ今の件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

本間委員

丁寧な説明とそれから今後の対応についての概要をお話くださってありがとうございます。教育委員会は学校現場と日々一緒にいるわけではないので、指導がほんとに大変難しいことだとは思いますが、指導主事の先生方が一般訪問等で学校に出向いたと

きには、とても先生方の意欲を向上させるような、高めるような話し掛けをしてくださっていると私は受け止めております。併せて、やはり先生方の授業を拝見していますと、もっと子どもたちを褒めてあげてもいいのになんていう、すごく基本的なことなんですけれども、なかなか授業展開に追われてしまって褒め言葉が少ないということがあると思います。いろいろなことで多様性が認められていく中で、学習に集中しているお子さんだけではなくて、なかなか机上の学習は苦手けれども他のところでは活躍できるお子さんたちもいますし、本区ではQ-Uの調査が大変有効に働いているところもあると思いますので、その辺りを具体的に担任の先生や専科の先生方あるいは中学校の先生方が共有していただいて、いろんなところで見かけた子どもたちの良さを先生方が共有して、担任ですとか直接関わる先生方だけではなくて、校内の多くの先生方が良さを共有して、そして声掛けしてあげる、こういう風土づくりが全校で取り組んでいくととても有効だと思っています。そうした具体的な取り組みについて、ぜひご指導いただき、各校でのお互いの良さを認め合う風土がもっと広がっていったらいいなと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長      ありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
阿良田委員

阿良田委員      ご説明と報告ありがとうございました。細かい点になるんですが、8ページと41ページにあります「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」という質問に対して、小学生も中学生も相談できない子がこんなにいるのかというのがちょっとショックでした。今、本間委員がおっしゃったことと重なるところもあると思うのですが、相談できる学校である、となれるようなご指導をぜひとも願っていたと思います。以上です。

清正教育長      ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
  
(質疑・意見なし)

清正教育長      それでは、本件に関する報告は終了いたします。  
次に、日程第6、報告第33号「和解について」を子ども家庭支援センター所長から説明お願いいたします。

子ども家庭支援センター所長      それでは、私から報告第33号「和解について」ご説明させていただきます。  
1枚おめくりいただきまして1ページ目をご覧ください。休業手当等の支払い事務に関する損害賠償額の決定についてでございます。専決処分年月日は、令和5年6月27日。  
決定額は5万1,313円。  
相手方は、板橋区在住区民でございます。  
事故の概要としましては、令和4年度の新規相談員の休業手当及び解雇予告手当が未

払いとなっていたため、発生した遅延不足金の支払いを行うものでございます。

経過を説明しますと、相手方が王子労働基準監督署に相談したところ、区に対して、相談員は労働基準法の労働者と認められるため、解雇理由証明書の交付、解雇予告手当と休業手当を支払うように是正勧告があり、これに伴う和解を行ったものです。

報告は以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。この件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和5年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。